産業雇用情報

ハローワーク あまがさき

令和８年１１月発行

（令和８年９月内容）

- 尼崎の雇用情勢･完全失業率の推移（全国･近畿･南関東） P1
- 新規求人･新規求職･有効求人倍率の推移 P2
- 職業別求人･求職賃金情報及び求人倍率（フルタイム･パート） P3～4
- 職業別･年齢別中途採用時賃金情報 P5
- 労働保険 はたらく安心、つなぐ安心 P6～7
- 兵庫県の最低賃金 P8

発 行 尼崎公共職業安定所

〒６６０－０８２７
尼崎市西大物町１２－４１ アマゴッタ２Ｆ

ハローワーク尼崎

TEL ０６－７６６４－８６０９（代表）

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/
兵庫労働局ホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/

◎ 尼 崎 の 雇 用 情 勢

(1)求人の状況

9月の新規求人数(全数)は、2,441人と前月比7.4%増、前年同月比11.7%増となりました。
また、月間有効求人数(全数)は、7,249人と前月比0.5%減、前年同月比10.0%増となりました。
主要産業別の新規求人を見ると、対前月比において増加した業種は、建設業:187人(前月比2.2%増、前年同月比23.7%減)、製造業:292人(前月比77.0%増、前年同月比19.2%増)、運輸業、郵便業:214人(前月比43.6%増、前年同月比42.7%増)、卸売業、小売業:171人(前月比21.3%増、前年同月比8.2%増)、不動産業、物品賃貸業:71人(前月比39.2%増、前年同月比0.0%)、宿泊業、飲食サービス業:42人(前月比44.8%増、前年同月比500.0%増)、サービス業(他に分類されないもの):673人(前月比59.9%増、前年同月比100.9%増)となりました。
一方、減少した業種は、農、林、漁業:0人(前月比100.0%減、前年同月比100.0%減)、電気・ガス・熱供給・水道業3人(前月比50.0%減、前年同月比66.7%減)、情報通信業:10人(前月比95.7%減、前年同月比0.0%)、金融業、保険業:3人(前月比62.5%減、前年同月比200.0%増)、学術研究、専門・技術サービス業:73人(前月比26.3%減、前年同月比2.8%増)、生活関連サービス業、娯楽業:6人(前月比83.3%減、前年同月比62.5%減)、教育、学習支援業:13人(前月比27.8%減、前年同月比23.5%減)、医療、福祉:672人(前月比5.8%減、前年同月比18.4%減)となりました。

(2)求職の状況

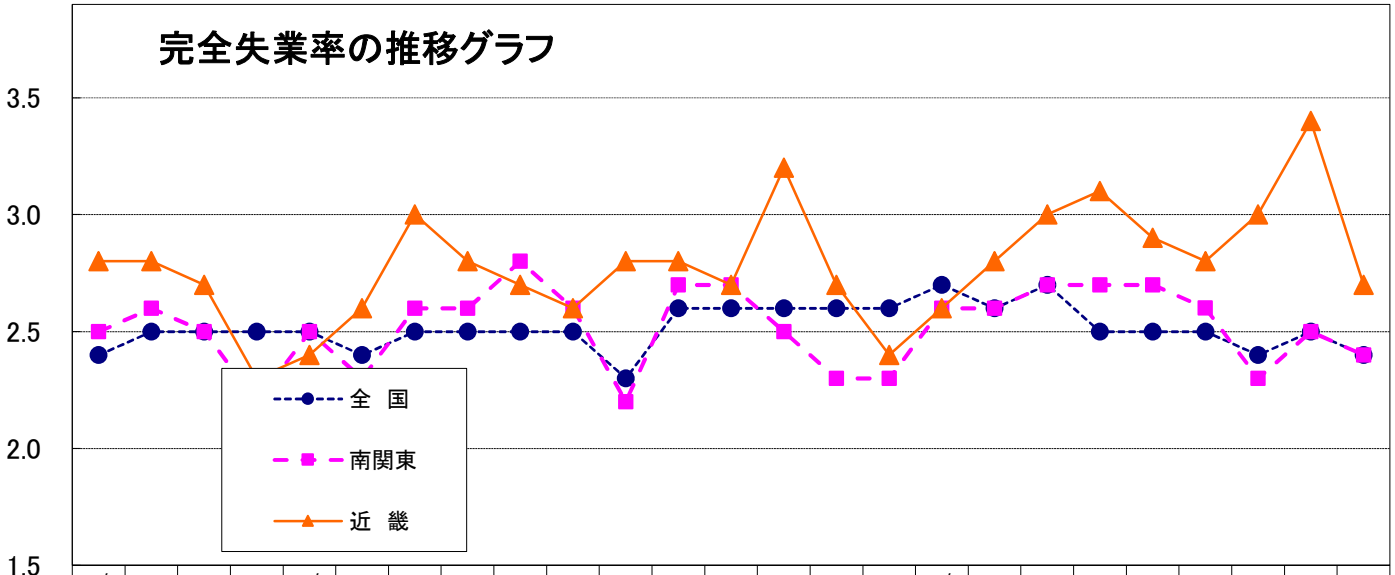
9月の新規求職申込件数(全数)は、1,315人と前月比5.4%増、前年同月比1.5%減となりました。
また、月間有効求職者数(全数)は、7,542人と前月比1.3%減、前年同月比2.7%増となりました。
うち、新規常用求職者(臨時・季節・パート除く)は、804人で前年同月比0.6%減となりました。
離職者は、615人で前年同月比3.0%減となりました。理由別では、事業主都合離職者は、101人で前年同月比36.5%増、自己都合離職者は、477人で前年同月比8.6%減となりました。
また、無業者は、46人で前年同月比9.8%減となりました。

(3)求人倍率の状況(原数値)

9月の有効求人倍率は、0.96倍で前年同月比0.06ポイント増加しました。
9月の新規求人倍率は、1.86倍で前年同月比0.22ポイント増加しました。

9月の主要指数(令和8年10月30日公表) ※オンライン関連件数を含む

有効求人倍率	0.96	前年同月比0.06ポイント増加 (前月比0.01ポイント増加)
有効求人数	7,249	前年同月比10.0%増加 (前月比0.5%減少)
有効求職者数	7,542	前年同月比2.7%増加 (前月比1.3%減少)
新規求人数	2,441	前年同月比11.7%増加 (前月比7.4%増加)
新規求職者数	1,315	前年同月比1.5%減少 (前月比5.4%増加)

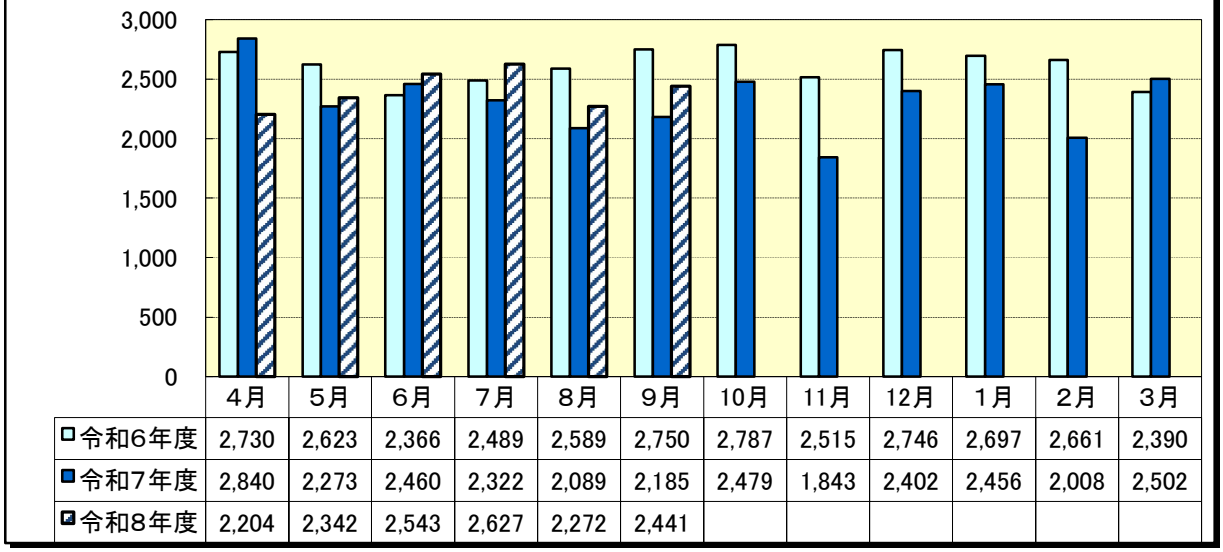


	R6年9月	10月	11月	12月	R7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
全 国	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.3	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.7	2.6	2.7	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4
南関東	2.5	2.6	2.5	2.2	2.5	2.3	2.6	2.6	2.8	2.6	2.2	2.7	2.7	2.5	2.3	2.3	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.6	2.3	2.5	2.4
近 畿	2.8	2.8	2.7	2.3	2.4	2.6	3.0	2.8	2.7	2.6	2.8	2.8	2.7	3.2	2.7	2.4	2.6	2.8	3.0	3.1	2.9	2.8	3.0	3.4	2.7

※全国の完全失業率は季節調整値、南関東・近畿は原数値　　完全失業率　出典(総務省「労働力調査」)

新　規　求　人　数

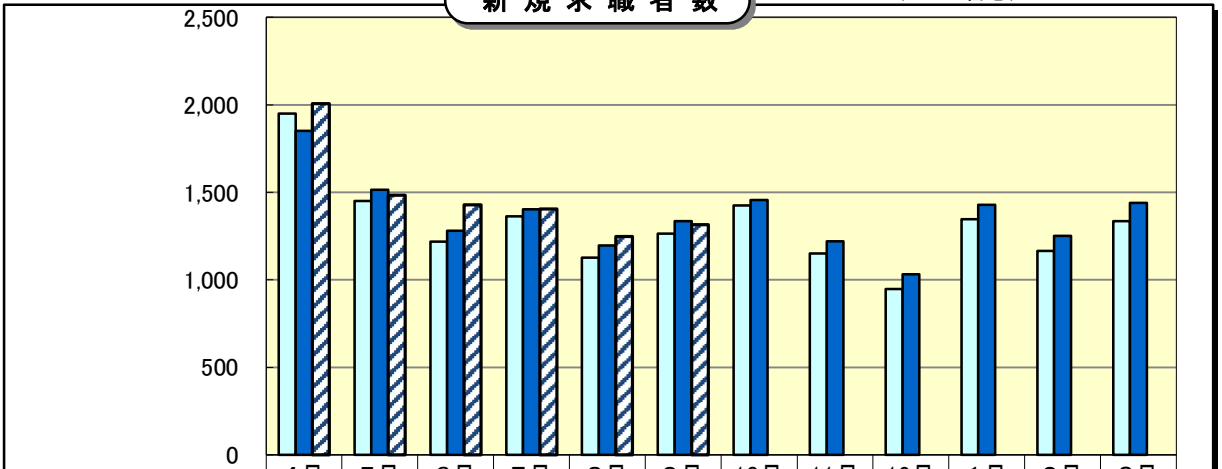
（パート含む）



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度	2,730	2,623	2,366	2,489	2,589	2,750	2,787	2,515	2,746	2,697	2,661	2,390
令和7年度	2,840	2,273	2,460	2,322	2,089	2,185	2,479	1,843	2,402	2,456	2,008	2,502
令和8年度	2,204	2,342	2,543	2,627	2,272	2,441						

新　規　求　職　者　数

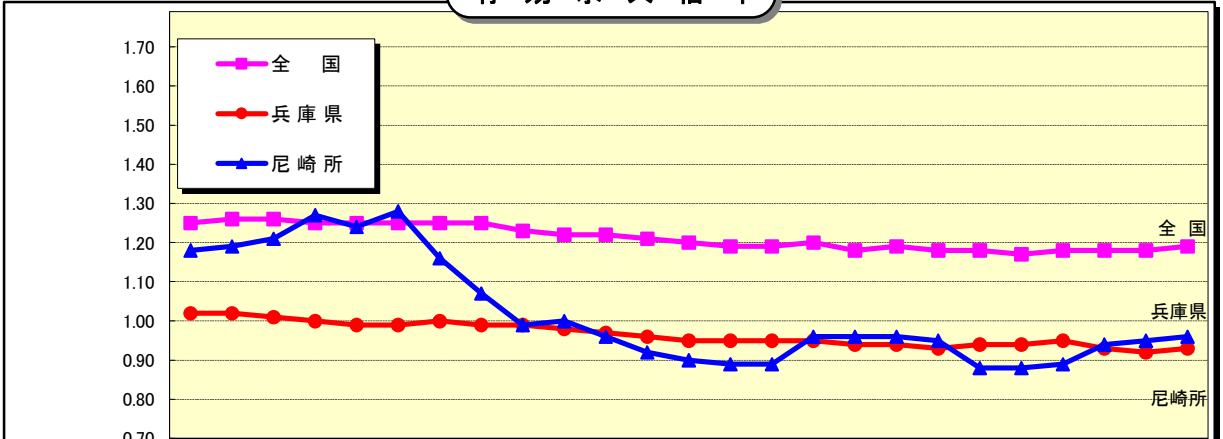
（パート含む）



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度	1,950	1,450	1,218	1,363	1,125	1,264	1,425	1,150	946	1,345	1,165	1,335
令和7年度	1,852	1,515	1,280	1,403	1,196	1,335	1,455	1,221	1,031	1,428	1,252	1,438
令和8年度	2,007	1,484	1,428	1,405	1,248	1,315						

有　効　求　人　倍　率

（パート含む）



	令和6年9月	10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
全　国	1.25	1.26	1.26	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	1.18	1.18	1.18	1.19
兵庫県	1.02	1.02	1.01	1.00	0.99	0.99	1.00	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.95	0.95	0.94	0.94	0.93	0.94	0.94	0.95	0.93	0.92	0.93
尼崎所	1.18	1.19	1.21	1.27	1.24	1.28	1.16	1.07	0.99	1.00	0.96	0.92	0.90	0.89	0.89	0.96	0.96	0.96	0.95	0.88	0.88	0.89	0.94	0.95	0.96

※「全国」と「兵庫県」の有効求人倍率は季節調整値。令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
※「尼崎所」の有効求人倍率は原数値（季節調整なし）

職業別求人・求職賃金情報（常用フルタイム）

令和8年9月 内容　　ハローワーク尼崎

職種＼項目	求人賃金 月額（円） 上限平均	求人賃金 月額（円） 下限平均	求職希望賃金 月額（円）	有効求人数	有効求職数	有効求人倍率
専門的・技術的職業従事者	**361,708**	**265,199**	**277,706**	**966**	**732**	**1.32**
製造技術者（開発）	447,647	280,588	316,667	123	27	4.56
製造技術者（開発を除く）	340,544	235,187	227,778	63	58	1.09
建築・土木・測量技術者	488,667	315,333	330,000	186	34	5.47
情報処理・通信技術者	397,915	262,789	310,000	68	121	0.56
その他の技術者	390,467	327,533	350,000	19	7	2.71
医師・歯科医師・獣医師・薬剤師	436,033	263,533	0	7	10	0.70
保健師・助産師・看護師	320,464	261,806	287,083	140	98	1.43
医療技術者	311,056	251,735	300,000	90	21	4.29
その他の保健医療従事者	267,940	224,882	248,571	37	31	1.19
社会福祉専門職業従事者	302,591	252,669	255,000	209	129	1.62
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	200,000	195,600	250,000	3	94	0.03
その他の専門的職業従事者	400,000	250,000	223,333	5	50	0.10
管理的職業従事者	**385,000**	**300,000**	**450,000**	**16**	**12**	**1.33**
事務従事者	**272,775**	**220,361**	**245,425**	**250**	**1,277**	**0.20**
一般事務従事者	268,903	223,743	247,487	136	1,013	0.13
会計事務従事者	280,000	208,250	223,333	28	117	0.24
生産関連事務従事者	295,896	217,796	250,000	33	29	1.14
営業・販売事務従事者	277,012	214,794	255,000	42	75	0.56
事務用機器操作員	0	0	197,500	2	37	0.05
販売従事者	**333,673**	**243,287**	**271,406**	**326**	**274**	**1.19**
商品販売従事者	296,602	241,678	240,000	26	120	0.22
営業職業従事者	338,478	243,495	299,143	296	146	2.03
サービス職業従事者	**287,285**	**240,821**	**236,462**	**430**	**319**	**1.35**
介護サービス職業従事者	263,311	231,013	229,615	259	115	2.25
保健医療サービス職業従事者	256,753	203,800	226,667	31	14	2.21
生活衛生サービス職業従事者	483,333	283,333	221,667	22	34	0.65
飲食物調理従事者	321,350	261,870	233,636	39	68	0.57
接客・給仕職業従事者	333,571	274,643	261,429	65	38	1.71
居住施設・ビル等管理人	0	0	240,000	2	15	0.13
その他のサービス職業従事者	244,103	208,564	252,222	12	35	0.34
保安職業従事者	**244,082**	**212,222**	**216,667**	**93**	**30**	**3.10**
農林漁業従事者	**200,000**	**200,000**	**233,333**	**11**	**13**	**0.85**
輸送・機械運転従事者	**289,941**	**235,494**	**256,000**	**307**	**176**	**1.74**
自動車運転従事者	301,432	243,577	265,385	210	99	2.12
その他の輸送従事者	241,056	219,533	245,000	33	31	1.06
定置・建設機械運転従事者	286,071	220,929	236,000	58	42	1.38
生産工程従事者	**326,337**	**229,003**	**253,091**	**485**	**302**	**1.61**
製品製造・加工処理従事者（金属製品）	320,545	239,443	226,154	110	67	1.64
製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	301,189	211,449	217,273	66	84	0.79
機械組立従事者	318,135	208,837	270,000	142	24	5.92
機械整備・修理従事者	376,373	244,834	300,000	81	42	1.93
生産関連・生産類似作業従事者	397,000	258,859	267,000	32	49	0.65
建設・採掘従事者	**368,897**	**240,367**	**321,429**	**393**	**57**	**6.89**
建設躯体工事従事者	332,600	218,544	250,000	74	5	14.80
建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	346,967	252,765	333,333	122	27	4.52
電気工事従事者	386,750	239,317	0	132	18	7.33
土木作業従事者	401,600	258,483	0	65	7	9.29
運搬・清掃・包装等従事者	**275,378**	**226,845**	**222,105**	**424**	**338**	**1.25**
運搬従事者	268,896	228,440	235,357	175	131	1.34
清掃従事者	290,900	238,400	207,000	30	58	0.52
その他の運搬・清掃・包装等従事者	287,927	216,922	215,882	37	139	0.27
職業計	**320,694**	**241,321**	**252,784**	**3,701**	**4,524**	**0.82**

※　有効求人倍率において、対応する求人数が0人の場合は「0．00」、求職者数が0人の場合は「空白」表示となります。
※　求職希望賃金は新規求職者のみ計上しているため、有効求職者数が計上されていても「0」の場合があります。
※　分類不能の職業、稀少な職業は省略している場合があります。
※　職業欄は同一カテゴリーにおいて代表的な職業、または包括的な表記をしています。
※　求人賃金は新規求人のみ計上しているため、「0」の場合があります。

職業別求人・求職賃金情報（常用パート）

令和8年9月 内容　　ハローワーク尼崎

職種＼項目	求人賃金 時間給（円） 上限平均	求人賃金 時間給（円） 下限平均	求職希望賃金 時間給（円）	有効求人数	有効求職数	有効求人倍率
専門的・技術的職業従事者	1,843	1,619	1,477	364	378	0.96
製造技術者（開発）	0	0	1,052	0	9	0.00
製造技術者（開発を除く）	0	0	1,275	0	23	0.00
建築・土木・測量技術者	0	0	1,172	3	10	0.30
情報処理・通信技術者	0	0	1,750	1	12	0.08
その他の技術者	0	0	0	0	1	0.00
医師・歯科医師・獣医師・薬剤師	2,300	1,975	2,500	7	17	0.41
保健師・助産師・看護師	2,038	1,815	1,673	121	104	1.16
医療技術者	2,251	1,858	1,620	44	28	1.57
その他の保健医療従事者	1,310	1,250	0	15	14	1.07
社会福祉専門職業従事者	1,473	1,296	1,262	159	80	1.99
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	1,800	1,800	1,200	3	24	0.13
その他の専門的職業従事者	0	0	1,169	3	23	0.13
管理的職業従事者	0	0	0	0	2	0.00
事務従事者	1,353	1,281	1,228	210	651	0.32
一般事務従事者	1,364	1,291	1,227	171	549	0.31
会計事務従事者	1,215	1,180	1,289	13	29	0.45
生産関連事務従事者	1,400	1,200	1,108	8	14	0.57
営業・販売事務従事者	1,300	1,300	1,196	5	21	0.24
事務用機器操作員	1,172	1,172	1,190	11	36	0.31
販売従事者	1,303	1,291	1,218	36	122	0.30
商品販売従事者	1,232	1,218	1,207	33	114	0.29
営業職業従事者	1,800	1,800	1,350	1	8	0.13
サービス職業従事者	1,402	1,267	1,187	614	366	1.68
介護サービス職業従事者	1,463	1,294	1,211	415	111	3.74
保健医療サービス職業従事者	1,348	1,243	1,300	31	7	4.43
生活衛生サービス職業従事者	0	0	1,218	16	17	0.94
飲食物調理従事者	1,270	1,213	1,151	85	103	0.83
接客・給仕職業従事者	1,400	1,213	1,213	24	57	0.42
居住施設・ビル等管理人	1,224	1,224	1,171	6	29	0.21
その他のサービス職業従事者	1,344	1,246	1,157	36	41	0.88
保安職業従事者	1,242	1,179	1,173	94	29	3.24
農林漁業従事者	0	0	1,200	6	6	1.00
輸送・機械運転従事者	1,325	1,278	1,174	97	48	2.02
自動車運転従事者	1,325	1,278	1,140	97	36	2.69
その他の輸送従事者	0	0	1,250	0	3	0.00
定置・建設機械運転従事者	0	0	1,213	0	9	0.00
生産工程従事者	1,402	1,221	1,182	99	87	1.14
製品製造・加工処理従事者（金属製品）	2,188	1,250	1,210	7	9	0.78
製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	1,350	1,193	1,189	61	34	1.79
機械組立従事者	1,338	1,225	1,191	15	12	1.25
機械整備・修理従事者	1,500	1,250	1,200	1	5	0.20
生産関連・生産類似作業従事者	0	0	1,158	4	14	0.29
建設・採掘従事者	0	0	1,422	17	11	1.55
建設躯体工事従事者	0	0	1,400	0	1	0.00
建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	0	0	2,000	2	6	0.33
電気工事従事者	0	0	1,144	0	4	0.00
土木作業従事者	0	0	0	15	0	
運搬・清掃・包装等従事者	1,219	1,206	1,161	609	520	1.17
運搬従事者	1,363	1,290	1,209	227	82	2.77
清掃従事者	1,204	1,201	1,157	180	139	1.29
その他の運搬・清掃・包装等従事者	1,206	1,188	1,139	145	281	0.52
職業計	1,434	1,323	1,232	2,146	2,998	0.72

※ 有効求人倍率において、対応する求人数が0人の場合は「0．00」、求職者数が0人の場合は「空白」表示となります。
※ 求職希望賃金は新規求職者のみ計上しているため、有効求職者数が計上されていても「0」の場合があります。
※ 分類不能の職業、稀少な職業は省略している場合があります。
※ 職業欄は同一カテゴリーにおいて代表的な職業、または包括的な表記をしています。
※ 求人賃金は新規求人のみ計上しているため、「0」の場合があります。

職業別・年齢別中途採用時賃金情報　令和８年７月～令和８年９月

（単位千円）

職業別	安定所	１９歳以下	２０～２４歳	２５～２９歳	３０～３４歳	３５～３９歳	４０～４４歳	４５～４９歳	５０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
職業計	尼崎	216	236	259	267	278	293	282	275	289	315	249
	西宮	223	246	269	287	289	292	286	290	273	274	222
	伊丹	221	227	266	287	284	264	270	266	279	277	250
	梅田	222	246	279	305	332	338	343	336	321	305	241
	淀川	174	227	264	288	305	302	294	306	303	290	242
	池田	231	237	263	291	287	295	292	280	277	256	217
専門的・技術的職業	尼崎	215	251	264	305	304	306	307	308	369	346	353
	西宮	260	264	296	301	315	329	309	316	312	296	321
	伊丹	200	261	291	317	295	286	299	277	291	332	311
	梅田	216	259	296	329	364	371	373	366	363	369	305
	淀川	231	247	281	311	327	320	325	346	328	284	256
	池田	212	242	278	297	304	318	339	305	334	297	302
管理的職業	尼崎	－	205	260	240	401	447	334	427	493	629	692
	西宮	－	208	237	293	355	329	307	478	364	391	500
	伊丹	－	197	250	284	680	－	300	424	400	－	406
	梅田	213	255	295	339	401	408	419	484	443	439	287
	淀川	300	209	328	293	393	433	433	482	528	539	437
	池田	－	236	265	370	321	420	424	351	426	350	－
事務的職業	尼崎	225	242	262	257	301	312	301	268	295	336	328
	西宮	205	226	246	260	305	295	277	241	266	323	197
	伊丹	－	230	260	279	286	245	237	256	327	378	267
	梅田	226	232	267	303	342	340	337	363	367	349	260
	淀川	－	236	268	287	300	319	315	325	366	368	372
	池田	210	245	265	315	302	314	276	303	314	310	198
販売の職業	尼崎	261	229	262	283	260	293	278	269	357	217	277
	西宮	210	242	254	306	253	262	314	345	276	317	197
	伊丹	－	229	233	326	280	320	286	302	220	－	211
	梅田	231	258	282	298	332	342	354	376	343	272	219
	淀川	226	253	266	304	333	309	305	322	314	303	261
	池田	－	238	262	291	306	276	327	307	207	215	159
サービスの職業	尼崎	185	227	247	242	240	271	257	243	251	235	236
	西宮	232	258	254	262	255	259	271	266	253	246	204
	伊丹	225	217	245	271	273	241	244	241	230	251	183
	梅田	210	244	275	285	296	312	324	277	254	248	216
	淀川	136	189	240	256	268	268	242	257	243	221	182
	池田	180	222	245	267	260	265	243	256	250	237	199
保安の職業	尼崎	200	276	275	222	303	228	253	210	192	188	173
	西宮	－	240	500	360	313	240	350	273	224	214	209
	伊丹	－	210	260	240	200	197	300	－	220	200	218
	梅田	－	228	263	265	270	255	234	236	247	196	196
	淀川	194	256	232	263	264	220	237	231	240	211	170
	池田	－	－	190	227	190	－	190	217	195	237	163
農林漁業の職業	尼崎	－	－	－	－	－	235	－	－	－	－	－
	西宮	－	－	－	235	－	－	－	－	－	－	－
	伊丹	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	梅田	－	141	－	－	－	280	－	－	－	300	－
	淀川	－	233	216	208	202	－	－	－	－	－	－
	池田	－	210	－	223	－	174	206	－	258	－	－
運輸・通信の職業	尼崎	263	245	282	289	284	298	275	260	249	288	185
	西宮	－	233	252	323	275	261	258	262	273	196	178
	伊丹	216	269	280	267	269	239	265	260	271	230	232
	梅田	251	257	271	284	273	284	279	275	282	252	207
	淀川	235	257	267	274	244	238	264	253	267	245	239
	池田	256	261	243	265	267	259	217	229	213	234	196
生産工程・労務の職業	尼崎	212	231	253	250	253	248	271	276	269	270	229
	西宮	201	213	254	268	303	285	297	288	272	213	245
	伊丹	222	211	234	260	255	311	278	306	280	318	250
	梅田	228	238	256	258	286	271	312	294	294	331	275
	淀川	224	230	259	269	306	274	275	299	336	298	230
	池田	248	241	255	257	258	275	272	292	257	215	242

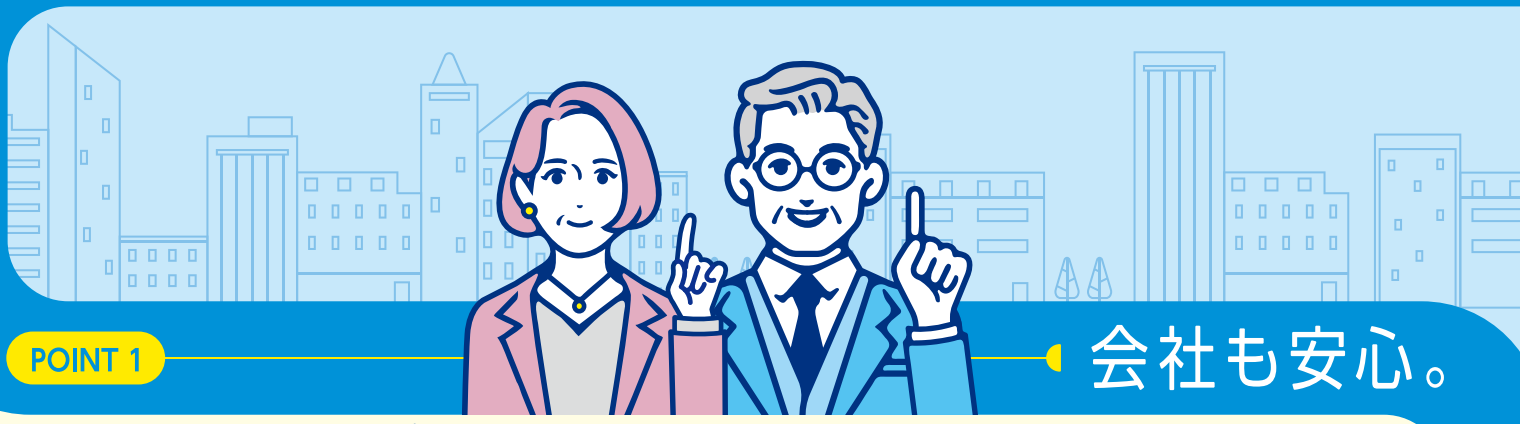
＊　この表は、ハローワークに提出された「雇用保険被保険者資格取得届」に記載された賃金の平均額です。（単位千円）

＊　これには、基本賃金にその他手当が含まれています。

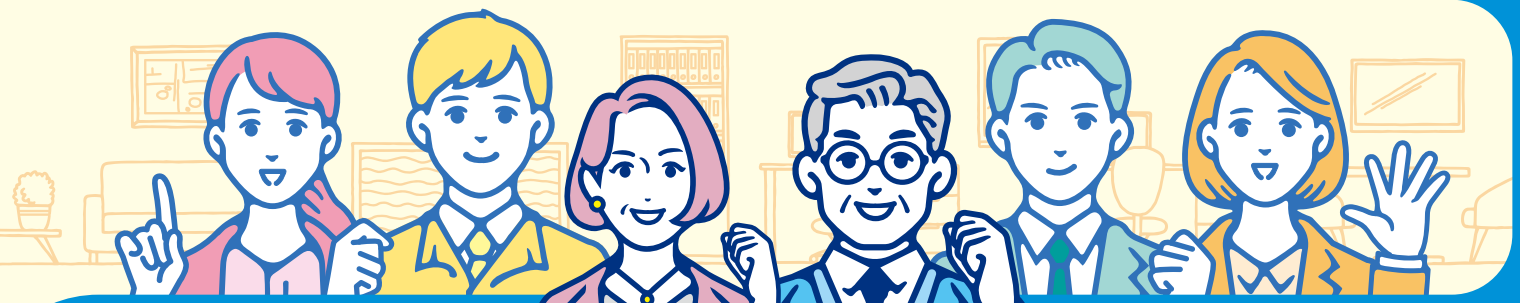
＊　サンプル数が少ないケースもあることをご了承ください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働保険に入っていれば…



POINT 1 会社も安心。



POINT 2 働く人も安心。



POINT 3 働く人の家族も安心。

労働保険

はたらく安心、つなぐ安心。

労災保険 × 雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。
事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！**口座振替納付**も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/

労働保険 特設サイト または二次元コードから▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続きについて

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**成立手続義務**の有無などをご確認の上、まずは、
所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

新規開発事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、
成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれます。
※強制適用事業場以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。



▶ 労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

▶ 短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行なった場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

詳しくはこちら　労働保険 電子申請

労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら　労働保険　口座振替納付

兵庫県の最低賃金

兵　庫　労　働　局

☆地域別最低賃金

	時間額	発効日	
兵庫県最低賃金	1,172 円 （＋ 56 ）	令和8年10月1日	☆兵庫県内の事業場で働くすべての労働者について、この兵庫県最低賃金が適用されます。

☆特定（産業別）最低賃金

最低賃金の種類	時間額	適用する使用者	適用除外する労働者
塗料製造業	1,199 円 （＋ 41 ） 令和8年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 塗料製造業 (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ　清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務 ロ　手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札つけ、検数若しくは選別の業務
鉄　鋼　業	1,231 円 （＋ 51 ） 令和8年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 鉄鋼業 (2) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ　清掃、片付け又は賄いの業務 ロ　軽易な運搬の業務
はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業	1,206 円 （＋ 56 ） 令和8年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) はん用機械器具製造業 (2) 生産用機械器具製造業 (3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業を除く。） (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ　清掃、片付け又は賄いの業務 ロ　手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務 ハ　塗装におけるマスキングの業務 ニ　軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ホ　材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	1,173 円 （＋ 56 ） 令和8年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。） (3) 情報通信機械器具製造業 (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ　清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務 ロ　手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械（卓上において行うものに限る。）を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）
輸送用機械器具製造業	1,243 円 （＋ 55 ） 令和8年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 鉄道車両・同部分品製造業 (2) 船舶製造・修理業、舶用機関製造業 (3) 航空機・同附属品製造業 (4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 (5) その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。） (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。） ＊「自動車・同附属部品製造業」は兵庫県最低賃金が適用されます。	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ　清掃、片付け又は賄いの業務 ロ　塗装におけるマスキングの業務 ハ　軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ニ　材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	1,173 円 （＋ 56 ） 令和8年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（理化学機械器具製造業を除く。） (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ　清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ロ　手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
自動車小売業	1,172 円 改正なし 令和8年10月1日発効	※自動車小売業においては令和8年度の金額改正がなかったことから、令和8年10月1日以降、兵庫県最低賃金（1,172円）が適用されています。	

「繊維工業」、「各種商品小売業」は令和8年10月1日から兵庫県最低賃金（1,172円）が適用されています。

労働基準局広報キャラクター
たしかめたん



※　労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は金額の高いものが適用となります（最賃法第6条）。

例：塗料製造業最低賃金

令和8年11月30日まで　1,158円（現行）　＜　地域別最低賃金 1,172円　→　地域別最低賃金を適用

令和8年12月１日以降　1,199円（改正後）＞　地域別最低賃金 1,172円　→　特定最低賃金を適用